

新潟県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 5月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第47号

新潟県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

新潟県職場適応訓練委託規則（昭和38年新潟県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、委託契約を変更し、又は解除することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該職場適応訓練生が高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）<u>第22条</u>の中高年齢失業者等求職手帳の発給を受けた者であるときは、当該手帳が失効した場合</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、委託契約を変更し、又は解除することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該職場適応訓練生が高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）<u>第20条</u>の中高年齢失業者等求職手帳の発給を受けた者であるときは、当該手帳が失効した場合</p> <p>(4)～(6) (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。